

令和５年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項の規定により、令和５年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

２ 審査期日

令和６年７月２４日（水）・２５日（木）・２６日（金）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額１５５億２，１０９万８，３７８円、歳出総額１５１億３，５１０万６，５５８円で、歳入歳出差引残額３億８，５９９万１，８２０円で、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となる。

歳入の状況は、収入済額１５５億２，１０９万８，３７８円を前年度と比較すると０．７４％、金額にして１億１，５６６万１，６２１円の減であり、調定額１５６億９，６６４万１，７２３円に対する収入率は、９８．８８％である。

収入済額全体の４３．９０％を占める町税の収納率は９７．５７％で、前年度の９７．９３％より０．３６ポイントの減である。

町税の不納欠損額は７５１万５，９０１円で、前年度と比較すると９．８８％の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適

正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は１億６，３０６万８，４３７円で、前年度と比較すると２０．２７％の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額１億５１億３，５１０万６，５５８円を前年度と比較すると０．４２％、金額にして６，３５２万６，１８６円の減である。本年度の予算現額に対する執行率は９７．３３％で、翌年度繰越額が１，１１１万１，０００円生じたので、不用額は４億３７１万４４２円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の４１．９８％を占め、社会福祉費では、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金及び非課税世帯等への低所得世帯支援金、児童福祉費では、保育園児童運営委託料、町立保育園２園の指定管理者委託料及び児童手当等が主なものである。

次に総務費が１６．２５％を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費及び各基金積立金等が主なものである。

次に土木費が１１．２８％を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、舗装工事及び交通安全施設等設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金及び出資金等が主なものである。

次に衛生費が１１．０８％を占め、保健衛生費では、福生病院企業団への負担金、清掃費では、西多摩衛生組合分賦金、地区別ごみ収集委託料及びリサイクルプラザ運転業務委託料等が主なものである。

次に、教育費が１０．６２％を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、小学校費では、五小除湿温度保持機能復旧工事、社会教育費では、郷土資料館指定管理者委託料及び耕心館指定管理者委託料等が主なものである。

以下、消防費４．０６％、公債費２．２０％、議会費１．０６％の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

令和5年度を振り返ると、不安定な国際情勢の影響を受け、食料品価格や燃料・原材料費などの諸物価が高騰し、国民の生活や中小企業経営を圧迫している。瑞穂町では、諸物価高騰の負担を軽減するために生活支援費の支給や食材高騰に係る家計負担の抑制、中小企業者や農業者などを対象とした臨時対策補助金など町民や町内事業者を支える緊急支援策を昨年度に引き続き実施した。令和5年5月8日に新型コロナウイルスの類型が変更され、訪日観光客が急増し、インバウンド需要は回復の兆しが見られた。町でも、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できずにいた各種イベントやお祭りなどを再開し、賑わいをみせていた。令和6年元旦には能登半島地震が発生し、多くの方が家族や住居を失い、苦しい避難生活を余儀なくされた。町では1月4日から6月28日まで義援金を受け付け、集まった60万4,239円を日本赤十字社へ送金した。また、被災地から都に依頼があり、町職員が都庁へ出向き罹災証明書交付に必要な住家被害認定業務をリモート支援した。年始早々の出来事であったにも関わらず、他の自治体と協力し迅速な被災地支援に当たったことは評価したい。

主な事業を概観していくと、まず高齢者福祉センター改修工事である。平成5年度に建設され老朽化の進んだ建物は、多世代交流センターとして高齢者福祉センターの機能を残しつつ学童保育クラブを併設するなどのリニューアルが進められている。令和7年度のオープンに向けて円滑に工事が進み、高齢者から子どもや障がい者（児）、子育て世代を含めた多世代交流の場となることを望む。

令和5年11月から「書かない窓口」実証実験を行っている。従来は、転入届の提出者が各窓口で申請書に氏名等を記入する必要があった。窓口を設置されたタブレットに一度入力すれば、同じ内容はその後の記入が不要となる。デジタル化によって町民がどの程度メリットを享受できるのかを見極め、今後の更なる窓口の利便性向上に期待したい。

令和6年3月に瑞穂町公共施設個別施設計画を策定した。令和6年度から令和22年度までを計画期間とし、町が保有する公共施設の現状把握や課題を整理し、適切なメンテナンスサイクルの構築と公共施設の整理、統廃合等再編を含めた施設のあり方についての方向性を定めることを目的としている。大規模改修や建替え等の実施を計画的に行い、それらのための財源確保に努めるとともに、総合的に検討し、計画期間内に約10施設を削減するという目標が成し遂げられることに期待する。

町民や地域が抱える課題を解決するために地域の団体等と町をつなぎ、コーディネートするために「協働の窓口（みずほマッチング）」を設置した。

協働に関する様々な相談や提案などを受け付けている。今後も各団体が互いの立場を尊重し、対等な関係で地域の諸課題を解決し、さらなる協働のまちづくりを目指されたい。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月16日に受けたため、7月26日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査をした結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化に対応することが望まれる。また、公共施設個別施設計画に基づいた適正かつ計画的な公共施設の維持、管理運営に努めることを求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和6年8月6日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２５日（木）・２６日（金）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、４，７４５世帯、被保険者７，３２０人で前年度と比較すると１５８世帯の減、被保険者は３５９人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額３６億３８５万４，８０５円、歳出総額３５億６，９５４万１，２１３円で、歳入歳出差引残額３，４３１万３，５９２円である。

歳入の状況は、収入済額３６億３８５万４，８０５円を前年度と比較すると２．５９％の減であり、調定額に対する収入率は９６．２６％である。

収入全体の１７．４９％を占める国民健康保険税の収納率は調定額の８１．８４％である。

国民健康保険税における不納欠損額は１，１０２万２，９９９円で、前年度と比較すると５１．０６％の増であり、収入未済額は１億２，９５３万６，２８４円で、前年度と比較すると０．５９％の増である。

その他の収入は、都支出金６８．０４％、一般会計からの繰入金１３．８

5 %が主なものである。

歳出の状況は、支出済額 3 5 億 6 , 9 5 4 万 1 , 2 1 3 円を前年度と比較すると 3 . 3 4 %の減であり、予算現額に対し 9 4 . 6 1 %の執行率である。

支出の主なものは、全体の 6 5 . 9 2 %を占める保険給付費の、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費で、その他に 3 1 . 6 3 %を占める国民健康保険事業費納付金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、適切に事業が遂行されたと認められる。

都とともに、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化を推進し、今後も持続可能な医療保険制度の構築に取り組まれることを望む。

令和 6 年 8 月 6 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２５日（木）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額５億２，８０７万５，９１８円、歳出総額４億９，１０７万２，５２２円で、歳入歳出差引残額３，７００万３，３９６円である。

歳入の状況は、収入済額５億２，８０７万５，９１８円を前年度と比較すると５１．８５％の減であり、調定額に対し１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の７６．８５％を占める一般会計からの繰入金、９．６６％を占める町債及び８．５３％を占める保留地処分金や町預金利子の諸収入である。

歳出の状況は、支出済額４億９，１０７万２，５２２円を前年度と比較すると５４．１３％の減であり、予算現額に対し９６．４１％の執行率である。

支出の主なものは、公債費で支出全体の６４．９３％を占めており、起債

元金償還金が主なものである。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層努力されることを望む。

令和6年8月6日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２５日（木）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第１号被保険者数は９，４７９人、認定者数は１，６００人で認定率１６．８８％となっている。また、介護保険料の収納率は、９８．１５％である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額２７億３，７３９万６，０５６円、歳出総額２７億３，６３３万８，７４９円で、歳入歳出差引残額１０５万７，３０７円である。

歳入の状況は、収入済額２７億３，７３９万６，０５６円を前年度と比較すると９．１１％の増であり、調定額に対し９９．５７％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の２５．３４％を占める支払基金交付金、２２．１５％を占める保険料、１８．９８％の繰入金、１８．６１％の国庫支出金及び１４．５４％の都支出金である。

保険料における不納欠損額は３５４万３，８００円で、前年度と比較すると９．７９％の増であり、収入未済額は９５２万１，８００円で、前年度と比較すると３．８４％の増である。

歳出の状況は、支出済額 27 億 3,633 万 8,749 円を前年度と比較すると 9.51%の増であり、予算現額に対し 98.02%の執行率である。

支出の主なものは、89.95%を占める保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和 6 年 8 月 6 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２５日（木）・２６日（金）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は５，０９０人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額９億５４７万９，８７９円、歳出総額８億９，３１４万４８０円で、歳入歳出差引残額１，２３３万９，３９９円である。

歳入の状況は、収入済額９億５４７万９，８７９円を前年度と比較すると８．５１％の増であり、調定額に対し９９．５８％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の４７．３３％を占める一般会計からの繰入金、４７．１４％を占める保険料である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は７５万５，３００円で、前年度と比較すると１３８．７２％の増である。収入未済額は３４６万３，７００円で、前年度と比較すると２２．３６％の減である。

歳出の状況は、支出済額８億９，３１４万４８０円を前年度と比較すると８．４３％の増であり、予算現額に対し９９．７９％の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の９４．８１％を占める広域連合負担金であ

る。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

令和6年8月6日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２４日（水）

３ 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額３９６万６，３８１円、歳出総額３３３万７，２１９円で、歳入歳出差引残額６２万９，１６２円である。

歳入の状況は、収入済額３９６万６，３８１円は調定額の１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の８２．８０％を占める基金繰入金、１６．２８％を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額３３３万７，２１９円が予算現額に対し８４．７０％の執行率である。

支出の主なものは、６８．００％を占める諸支出金で一般会計繰出金、３２．００％を占める総務費では、主に委員報酬及び殿ヶ谷財産区基金積立金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和6年8月6日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２４日（水）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額１，３８８万４，７８９円、歳出総額１，１４４万１，４２８円で、歳入歳出差引残額２４４万３，３６１円である。

歳入の状況は、収入済額１，３８８万４，７８９円は調定額に対する９９．９９％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の５３．２６％を占める基金繰入金、３０．２２％を占める財産運用収入及び１４．７８％を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額１，１４４万１，４２８円が予算現額に対し８１．５１％の執行率である。

支出の主なものは、６４．６７％を占める総務費で、主に管理等委託料及び石畑財産区基金積立金、３５．３３％を占める諸支出金では一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和6年8月6日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２４日（水）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額８５３万６，６１５円、歳出総額７３２万１，４３５円で、歳入歳出差引残額１２１万５，１８０円である。

歳入の状況は、収入済額８５３万６，６１５円は調定額に対し１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の６２．１２％を占める基金繰入金、１９．１３％を占める繰越金及び１８．７５％を占める財産収入である。

歳出の状況は、支出済額７３２万１，４３５円が予算現額に対し８５．００％の執行率である。

支出の主なものは、５９．３１％を占める諸支出金で一般会計繰出金、４０．６９％を占める総務費では、管理等委託料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和6年8月6日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

令和５年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和５年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

２ 審査期日

令和６年７月２４日（水）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額９６万９６５円、歳出総額６９万６，７５１円で、歳入歳出差引残額２６万４，２１４円である。

歳入の状況は、収入済額９６万９６５円は調定額に対し１００％の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の７２．０１％を占める基金繰入金、２７．９８％を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額６９万６，７５１円が予算現額に対し７２．２８％の執行率である。

支出の主なものは、７９．６２％を占める総務費で、委員報酬、管理等委託料及び長岡財産区基金積立金、２０．３８％を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和 6 年 8 月 6 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美